



「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」  
の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年6月21日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載  
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：	
① 業務実施の基本方針	16点
② 業務実施上のバックアップ体制	4点
（2）業務従事者の経験能力等：	
① 類似業務の経験	40点
② 対象国・地域での業務経験	8点
③ 語学力	16点
④ その他学位、資格等	16点
（計100点）	

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	タイ及び全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

(1) 当該国における道路セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け  
タイ王国（以下「タイ」という。）のバンコク首都圏においては人口約 1,086 万人（2022 年）を擁し、タイの政治、経済、文化、教育の中心地として成長を続けている。しかしながら、これらは温室効果ガス総排出量にも影響を与えておりタイ全体では約 3.54 億トン（2016 年）が排出され、そのうちエネルギー分野は約 7 割を占め、特に運輸交通部門が多い状況である。

タイ政府は気候変動対策として、2020 年までに 2005 年比で 7～20%の排出量削減を目指す「適切な緩和行動（NAMA）」を提案し、2020 年には 15.4%減が達成された。さらに、2050 年にカーボンニュートラルを目指す新たな目標を掲げ、2030 年までに排出量の削減目標を 20～25%から 30～40%に引き上げることを発表し、ITMOs（Internationally Transferred Mitigation Outcomes（国際的に移転される緩和成果））の適用が表明された。しかしながら、道路交通部門では、排出量の削減値を客観的かつ透明性の高い方法で算定・モニタリングすることが困難であり、他の分野に比べて適用が難しいと考えられてきた。一方、近年では交通情報分野の発展により交通センサ、プローブ情報の活用が安価で可能となり、また、ビッグデータ解析技術が進み、様々なデータを融合することで、シミュレーション上での現況再現の精度が上がり、より現実に近い交通状況を再現できる技術が出てきている。

かかる状況を踏まえ、タイ政府は東京大学（代表機関）等の日本側研究機関との協力により、バンコク首都圏を対象に、データ駆動型の交通計画手法や交通工学理論に基づき、交通渋滞や温室効果ガス排出量の削減に資する交通状態推定手法及び交通マネジメント施策評価手法の開発を目指し、地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（以下「SATREPS」という。）を我が国に要請した。

本詳細計画策定調査においては、タイ政府からの協力要請の背景、内容を確認し、先方関係機関との協議を経て、協力計画（プロジェクトデザイン）を策定するとともに、先方関係機関に求める負担事項等を確認する。

（２）道路セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ  
対タイ国別開発協力方針（2020 年 2 月）の重点分野である「持続的な経済の発展と成熟する社会への対応」における渋滞緩和等の都市機能の向上、流通や ICT 等の質の高いインフラ整備への支援に貢献する案件と言える。また、タイ政府が掲げる国家戦略法「Thailand 4.0」における、先進技術やデジタル技術の技術導入を通じた国内への普及にも資する。また、交通渋滞改善により安全性が向上し、SDGs のゴール 3（すべて人々の健康的な生活（道路交通事故による死傷者を半減））、ゴール 9（産業と技術革新の基盤）、ゴール 11（住み続けられるまちづくり）及びゴール 13（気候変動対策）に資すると考えられる。

（３）他の援助機関の対応：

現時点では本プロジェクトにかかる他援助機関の関与は確認されていないが、詳細計画策定調査を通じて確認する

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPSの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）準備業務（2024 年 7 月上旬～2024 年 7 月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② タイ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する（事前に

JICAを通じタイ側関係機関等に配付の予定)。

- ③ プロジェクトのPDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2024年7月下旬～2024年8月上旬)

- ① JICAタイ事務所等との打合せに参加する。
- ② タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 要請背景・内容
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織
    - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
    - (b) 人員体制
    - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
    - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
  - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関 (ADB、世界銀行、NGO等) の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案 (プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D : Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D (案) (英文) 及び協議議事録 (M/M : Minutes of Meetings) (案) (英文) の作成に協力する。特に、PDM (案) の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D (案) を含むM/M (案) の説明に参加し、必要に応

---

<sup>1</sup> 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

じて内容の説明、補足を行う。

⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAタイ事務所等に報告する。

(3) 整理業務 (2024年8月下旬～2024年9月中旬)

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書(案)を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(詳細計画策定調査)

(1) 業務完了報告書

2024年9月13日(金)までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン 2023年10月(2024年4月追記版)」の「XI. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.htm>

↓

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年7月28日～8月10日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 研究総括 (東京大学)

エ) 研究企画 (国立研究開発法人 科学技術振興機構 : JST)

オ) 研究調整 (国立研究開発法人 科学技術振興機構 : JST)

カ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA タイ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎 : あり

イ) 宿舎手配 : あり

ウ) 車両借上げ : 全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳傭上 : なし

オ) 現地日程のアレンジ : JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請書（英文）
- ② 本業務に関する以下の資料がJSTのウェブサイトで公開されています。
- ・研究課題の概要
- <https://www.jst.go.jp/pr/info/info1685/pdf/info1685.pdf>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」
- イ) 配付依頼メール
- ・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
  - ・本文：以下の同意文を含めてください。
- 「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」
- (3) その他
- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。



- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上